太田市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱

（目的）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の７、第７８条の９、第７８条の１０及び第１１５条の１７から第１１５条の１９までの規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）が行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービスの内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等に係るサービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

（監査の方針）

第２条　監査は、太田市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成２８年４月１日太田市制定。以下「指導要綱」という。）第８条第１項各号に規定する場合において、市が、当該指定地域密着型サービス事業者等又は当該指定に係る事業所の従業者（これらであった者を含む。以下「サービス事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者等の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることにより、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

（監査の対象）

第３条　監査は、次に掲げる情報を踏まえ、事実関係の確認について必要があると認められるサービス事業者等とする。

(1)　市に寄せられる情報のうち、次に掲げるもの

ア　通報、苦情、相談等に基づく情報

イ　国民健康保険団体連合会、保険者及び地域包括支援センターに寄せられる情報

ウ　介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等に関する情報

エ　法第１１５条の３５第４項に規定する報告の拒否等に関する情報

オ　その他介護保険に関し確認を要する情報

(2)　市が、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の規定に基づき虐待を認定

した情報又は高齢者虐待等により介護給付等に係るサービスの利用者若しくは入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

(3)　法第２３条の規定による指導（集団指導を除く。次号において同じ。）により確認した情報

(4)　正当な理由がなく指導を拒否したサービス事業者等の情報

（監査の手順）

第４条　市長は、監査を行う場合において、対象となるサービス事業者等を決定したときは、監査の日時及び場所、監査対象、出席者並びに準備すべき書類を監査実施通知書（様式第１号）により監査開始時に通知するものとする。ただし、指導要綱第８条第１項の規定により監査を実施する場合は、この限りでない。

２　市長は、監査を行う際は、指定地域密着型サービス事業者等の代表者、開設者又は管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等に係るサービス及び介護報酬に係る担当者の出席を求めるものとする。

（監査結果の通知等）

第５条　市長は、監査の結果、次条の行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認めた指摘事項については、サービス事業者等に対し、監査実施後、当該指摘事項を記載した監査結果通知書（様式第２号）により通知を行うものとする。

２　市長は、サービス事業者等に対し、監査結果通知書により通知した指摘事項について、３０日以内に改善状況報告書（様式第３号）により報告を求めるものとする。

（監査後の行政上の措置）

第６条　市長は、監査の結果、介護給付等に係るサービスの内容及び介護報酬の請求について、指定地域密着型サービス事業者等に係る指定基準の違反に該当する場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求に関する不正を行っていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護給付等に係るサービスの利用者等について高齢者虐待防止法の規定に基づき市が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められた場合には、法第７８条の９、第７８条の１０、第１１５条の１８及び第１１５条の１９の規定に基づき、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる行政上の措置を行うものとする。

(1)　勧告　指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべき

ことを改善勧告書（様式第４号）により勧告し、改善状況を勧告事項改善状況報告書（様式第５号）により報告させるものとする。

⑵　命令　指定地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなく前号の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを改善命令書（様式第６号）により命令し、命令を受けた指定地域密着型サービス事業者等に、改善状況を命令事項改善状況報告書（様式第７号）により報告させるものとする。

⑶　指定の取消し等　確認した違反の事実が、法第７８条の１０又は第１１５条の１９の規定のいずれかに該当する場合において、指定地域密着型サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力の停止を行ったときは、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、指定取消通知書（様式第８号）又は指定効力停止通知書（様式第９号）により通知するものとする。

２　市長は、前項第２号の命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（聴聞等）

第７条　市長は、前条第１項第２号の命令又は同条第１項第３号の指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、取消処分等の予定者に対し、太田市行政手続条例（平成１７年太田市条例第１２号）第１３条第１項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第２項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（返還金等）

第８条　市長は、監査の結果、介護給付等に係るサービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は著しい不当の事項が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、国民健康保険団体連合会に連絡し、指定地域密着型サービス事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除させるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　前項の返還金については、法第２２条第３項の規定により返還金の額に１００分の４０を乗じて得た額を加算した額の支払いを求めることができる。

３　市長は、返還の対象となった介護報酬に係る利用者が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、指定地域密着型サービス事業者等に対して、当該自己負担額を利用者に返還するよう指導するものとする。

（その他）

第９条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。